

# 令和6年度 福祉・保育の仕事職場体験事業 受入施設・事業所募集要項

## 1. 目 的

福祉・保育分野への就労を考えている方などを対象に、福祉・保育の職場での体験を通じて仕事への理解を深め、就労を促進することを目的として本事業を実施します。

## 2. 主 催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
(以下「本会」という。)

## 3. 職場体験対象者

福祉・保育の仕事に興味があり、就労を考えている次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 福祉・保育の仕事未経験のため、就労への不安を解消したい方
- (2) 介護職員や保育職員として現場復帰したい方
- (3) 体験を通して、自己の適性を確認したい方

※介護の資格、保育の資格がなくても職場体験可能です。

※学生については、卒業年度のみ受入対象とします。ただし、中学生以下の方は対象外とします。

## 4. 事業実施期間

令和6年7月1日～令和7年2月21日（土日・祝日は除く）

## 5. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします（連続しなくても可）。ただし、体験者と受入施設・事業所の合意により、1日に変更することも可能とします。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時（昼食休憩含む）とします。

※体験回数は一人2回までとします。

## 6. 体験者受入施設・事業所

以下の区分に該当する山形県内の事業所のうち、受入申込のあった施設・事業所とします。

(介護分野) 介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務づけられている施設・事業所

(障がい分野) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生

活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)を行う施設・事業所  
(児童分野) 児童福祉法や学校教育法に規定する児童福祉施設等(保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、障害児施設、放課後等デイサービス)

## 7. 体験内容

体験内容は、次の例示を参考として体験者が福祉の仕事への理解や魅力を感じられるような内容とし、受入施設・事業所の業務に応じ設定するものとします。

- (介護・障がい分野)
- ・施設・事業所の概要説明や施設見学
  - ・職員との交流(現場で働く職員の話・質疑応答)
  - ・利用者との交流(話し相手、レクリエーション、行事への参加等)
  - ・日常業務の体験(配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等)
- (児童分野)
- ・施設・事業所の概要説明や施設見学
  - ・職員との交流(現場で働く職員の話・質疑応答)
  - ・児童との交流(話し相手、遊びを通しての交流・補助等)
  - ・日常業務の体験(昼食時の見守りや保育記録の作成等)

### 【留意事項】

受入施設・事業所は、体験初日にオリエンテーションを実施し、体験の流れや留意事項について説明してください。

## 8. 体験受入費用

受入施設・事業所には、受入人数1名につき1日当たり3,000円を体験終了後にお支払いします。

## 9. 本事業の流れ

### (1) 受入施設・事業所の募集

受入を希望する施設・事業所は「福祉・保育の職場体験事業 受入申込書」(様式1)に必要事項を記入し、**令和6年6月7日(金)まで**FAXまたは郵送にて本会に提出してください。

なお、受入施設・事業所は、山形県福祉人材センターのホームページに掲載します。



### (2) 体験受入の調整

体験者が希望する体験希望日程の1週間前までに、受入施設・事業所へ日程調整の電話連絡をします。

本会は、受入調整決定後に受入施設・事業所に決定通知を送付します。



(3) 職場体験の実施

受入施設・事業所の担当者は、体験希望者に日時や留意事項をお伝えし、職場体験を実施してください。



(4) 報告書類の提出

体験者が体験終了時に提出した「体験記録」(様式3)の受入施設・事業所記入欄を記入し、「受入終了報告書兼請求書」(様式4)・振込先口座の通帳写しと併せて、本会に郵送してください。



(5) 体験受入費用の支払い

本会は、受入施設・事業所から提出された報告書類を確認後、提出された翌月の月末に、受入人数1名につき1日当たり3,000円を指定口座に振り込みます。

## 10. その他

- (1) 体験者の体験中の事故に備え、本会で体験者はボランティア行事用保険に加入します。保険料は本会で負担します。
- (2) 体験中に事故等が発生した場合、本会にご連絡ください。
- (3) 感染症等の影響により、中止または延期とする場合があります。その場合、山形県福祉人材センターホームページでお知らせします。

**【問い合わせ先】**

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター **【担当／木村・會田】**  
〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内  
TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730